

第2期

浦安市子ども・子育て支援 総合計画 概要版



令和2年3月
浦安市

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

浦安市においては、浦安市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築くために、「浦安市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：平成27～31年度）」を策定し、平成27年度から計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間見直しを行いました。

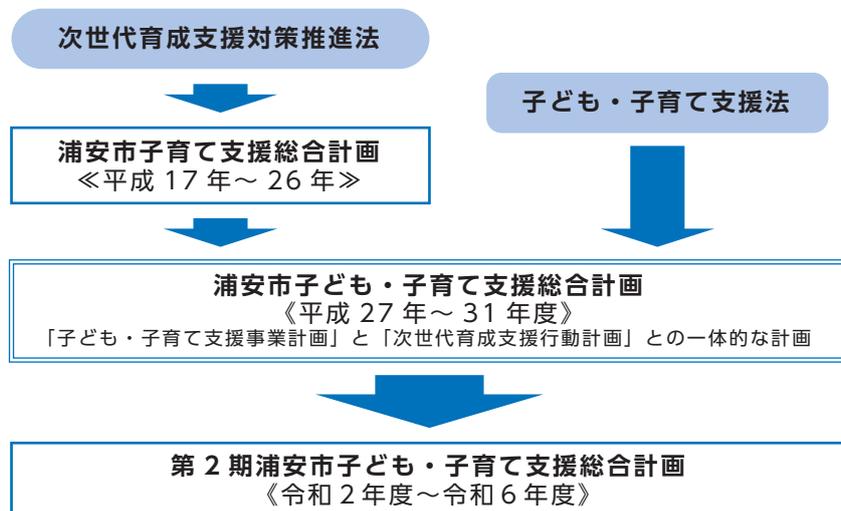
本市においては、これまでの「浦安市子ども・子育て支援総合計画」の取組の成果・課題等を踏まえ、更なる浦安市の子どもの健やかな育ちと子育てを、行政だけでなく地域全体で支援していける社会の実現をめざし「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2～6年度）」を策定するものです。

計画の位置付け

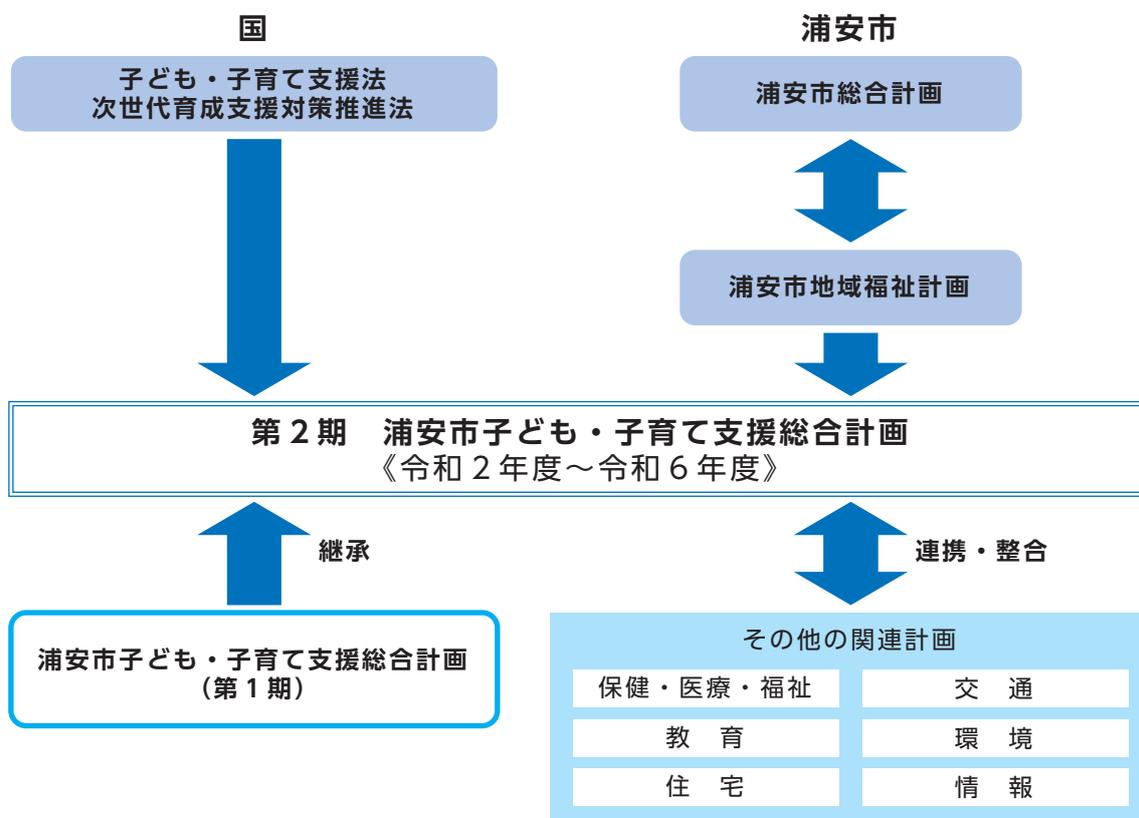
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置付け、次世代育成支援対策の主要な事業を掲げます。

なお、本計画は、浦安市子ども・子育て支援総合計画（平成27年度から平成31年度まで＝第1期）の理念を継承するものとし、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

◆計画の法的位置付け



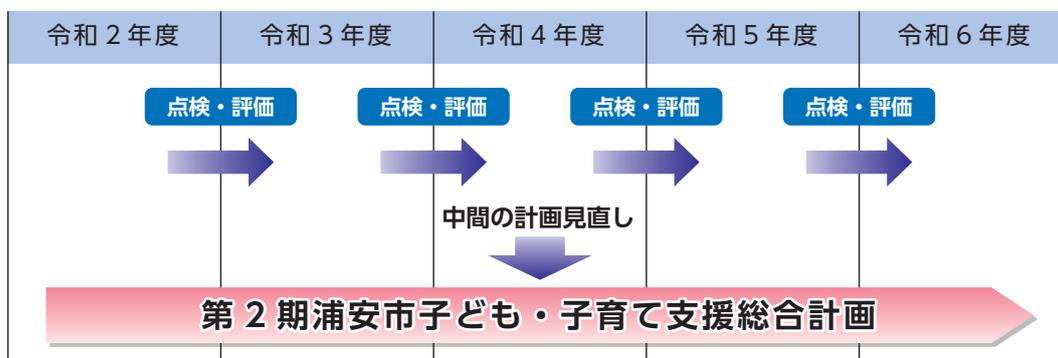
◆根拠法及び上位計画との関係



計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を1期として策定します。

なお、計画期間中であっても、中間年度を目安に本計画に定めた各事業の量の見込み等の見直しを実施するなど、実態に即した計画の推進を行います。



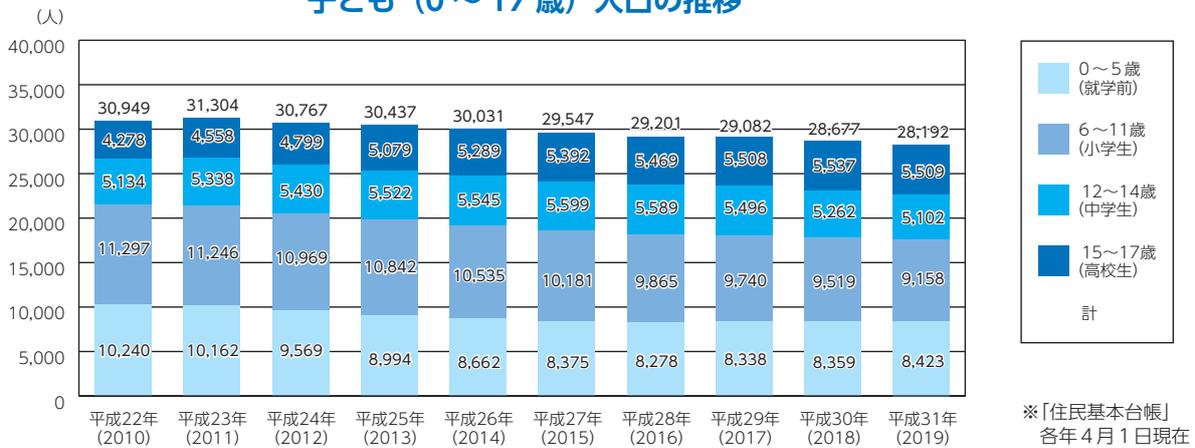
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状等

浦安市の現状

人口の推移

子ども（0～17歳）の人口の推移では、平成29年度以降、0～5歳（就学前）の人口は若干回復してきているものの、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）の人口はともに減少傾向です。

子ども（0～17歳）人口の推移



出生の動向

本市の合計特殊出生率は全国や千葉県と比較して低いものの、平成26年以降は、微増して推移しており、平成30年は1.14となっています。

年間あたりの出生数は、平成22年の1,637人から平成24年には約1,300人に減少し、それ以降は1,300人前後で推移しています。

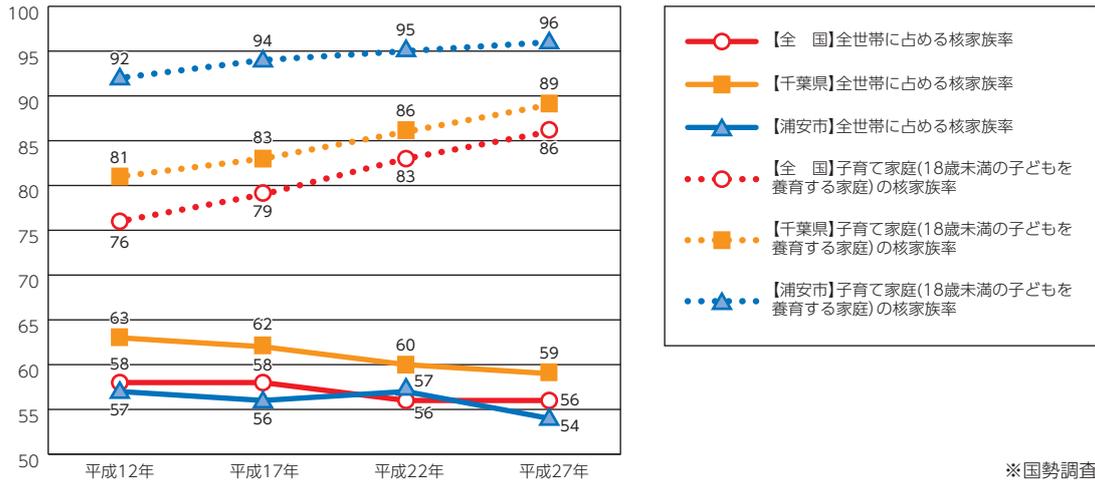
合計特殊出生率・出生数（浦安市）の推移



子育て世帯の状況

本市の全世帯に占める核家族率は、単独世帯が多いことから54%と、全国（56%）や県（59%）を下回っていますが、18歳未満の子どもを養育する家庭の本市の核家族率は96%と、全国（86%）や千葉県（89%）を上回る状況となっています。

全世帯と18歳未満養育世帯の核家族率



※国勢調査

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

基本理念

本計画では、国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針や近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）の評価などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るため、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）の基本理念を継承し、市民、事業者、関係機関・団体などとともに、子どもの権利を擁護し、すべての子どもの最善の利益を実現するため、計画の推進と施策の展開を図ります。

◆ 子どもが健やかに成長できるまち

すべての子どもが、伸び伸び、生き生きと、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に発揮し、心身ともに健やかに成長できるまちを目指します。

◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもと向き合い育ちあいながら、生き生きと子育てできるまちを目指します。

◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

市や市民、事業者等が力を出しあい、子どもと子育てをする家庭を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。



施策の方向性

本計画では、「子どもが健やかに成長できるまち」「安心して、生き生きと子育てできるまち」「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」という基本理念を踏まえ、次の施策の方向性により体系的に子ども・子育て支援関連事業を展開していきます。

【1 安心して産み育てられる環境づくり】

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

【2 幼児期の教育・保育の充実】

すべての子どもたちが必要な保育や教育を受け、伸び伸びと育つことができるよう、幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスを実施します。

【3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援】

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援を進めます。

【4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援】

特別な支援が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

【5 地域で子どもを見守り大切にすまちづくり】

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にすまちづくりを進めます。

施策の体系



第4章 子ども・子育て支援関連事業

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保
 その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めます。

第5章 次世代育成支援対策関連事業

次世代育成支援対策推進法に基づく主要な事業を掲載します。次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策としましては、本章に掲げる事業のほか、子ども・子育て支援事業計画に定められる各事業を実施するものとします。